

無機系廃液の分別収集区分

区分	色タイプ	種類	対象	貯留及び原点処理	摘要
A	緑	水銀系廃液 (原点処理を含む)	無機水銀系廃液	<ol style="list-style-type: none"> 1. 水銀系廃液はpH1以下で貯留すること。 2. 有機水銀系廃液は、アルカリ-次亜塩素酸塩法、または、硫酸-過マンガン酸塩法で分解処理をすること。 3. シアンを含む場合は、あらかじめこれを分解処理すること。(分解方法はシアン系廃液の項を参照のこと) 4. 以上原点処理では水銀が揮散し易いため、除去装置等を設け、操作には十分注意すること。 	<ol style="list-style-type: none"> 1. 有機水銀、シアンを含む場合は、「処理済有機水銀」「処理済シアン」などを貯留容器に明示すること。 2. 金属水銀、アマルガム水銀は処理及び取扱いの対象外となるため、独自回収し保管すること。
			有機水銀系廃液 (分解処理をしておくこと。)		
B	黒	シアン系廃液 (原点処理を原則とする)	遊離シアン系廃液	<ol style="list-style-type: none"> 1. 遊離シアン系廃液は酸性側で毒性のシアン化水素を発生するため、pH10.5以上で保管すること。また、原点処理にあたっては次亜塩素酸塩による酸化分解法を用いること。(過酸化水素による分解操作は危険性が大きいため) 2. フェリ・フェロシアン化カリウムなど難分解性シアン錯体は、通気蒸留一次亜塩素酸塩による酸化分解法、または硫酸第二鉄による紺青法を用いて処理すること。 3. 分解操作では有害ガスが発生する危険性があるため十分注意するとともに、操作はドラフト内で行うこと。 	<ol style="list-style-type: none"> 1. 有害物質を含む場合の貯留容器表示札等には「処理済シアン」「含カドミウム」などを明示すること。 2. 有機シアン系廃液は焼却処理を行うため、未処理のままK分類に入れること。 3. 難分解性シアン錯体廃液を紺青法により処理した場合は、その処理水をK分類に入れること。 4. 発生～排出の経緯及びpHを明示すること。
			難分解性シアン錯体系廃液		
C	黒	フッ素・リン酸系廃液 (原点処理を原則とする)	無機フッ素系廃液	<ol style="list-style-type: none"> 1. フッ素・リン酸系廃液は石灰化反応(発熱反応)により、安定なカルシウム塩として沈殿させるとともに沈殿物を除去しておくこと。ただし、トリポリリン酸などは、ホルトリン酸に加水分解し、またリン化水素、硫化リン等は次亜塩素酸塩などで酸化したのち、石灰化反応を行うこと。 2. 処理水に重金属等有害物質が含まれていない場合は、フッ素濃度8ppm以下を確認し希釈放流(pH5.8~8.6)しても可。有害物質が含まれている場合は処理水をそのまま貯留すること。 	<ol style="list-style-type: none"> 1. 有害物質を含む貯留容器表示札等には「処理済フッ素」「含カドミウム」などを明示すること。 2. 石灰化反応により生じた沈殿物はその後十分乾燥させ、容器に入れて環境安全センターに出すことも可。
			リン酸系廃液 (有機リンを除く)		
			水酸化カルシウム系廃液		
D	赤	酸及びクロム混酸廃液	無機酸廃液	<ol style="list-style-type: none"> 1. 原則的にクロム酸-硫酸混液の洗浄剤としての使用は禁止するが、やむを得ない場合はpH1前後で貯留すること。 2. 有害物質を含まない無機酸の希薄溶液(5%以下)はアルカリ中和し、希釈放流(pH5.8~8.6)しても可。 	<ol style="list-style-type: none"> 1. クロム酸-リン酸混液は六価クロムを完全に三価クロムに還元したのちC分類に入れ、リン酸の原点処理をすること。「処理済六価クロム」「処理済リン酸」「含カドミウム」などを明示すること。 2. 三価クロムはE分類に、有機酸(フッ素系も含む)は、JまたはK分類に入れること。
			クロム酸-硫酸混液 (3価クロムを除く)		
			クロム酸-リン酸混液		
E	赤	重金属系廃液	Fe, Ni, Co, Zn, Cu, Cd, Pb, As, Cr, Sn, Ga, Ge, V, Ti, 等の重金属廃液	<ol style="list-style-type: none"> 1. そのまま貯留すること。 	<ol style="list-style-type: none"> 1. 原則として有機物は混入させないこと。また、EDTA, NTA, エチレンジアミンなどのキレート剤は極力混入させずK分類に入れること。 2. アミン類水溶液及びアンモニアを含む廃液はK分類に入れること。 3. Be, Os, Tlなど、作業者の健康障害を引き起こす化学物質及びニッケルカルボニル、アルキルアルミニウムなどの猛毒物質は除く。
			Al, Mg等の金属廃液		
F	赤	アルカリ系廃液	水酸化ナトリウム、水酸化カリウム、炭酸ナトリウム、炭酸カリウム等の廃液 (水酸化カルシウム、水酸化マグネシウム等を除く)	<ol style="list-style-type: none"> 1. 有害物質を含まないアルカリ希釈廃液(5%以下)は酸中和し、希釈放流(pH5.8~8.6)しても可。 	<ol style="list-style-type: none"> 1. 水酸化カルシウム廃液はC分類に入れること。また、水酸化マグネシウム廃液はE分類に入れること。 2. アミン類水溶液及びアンモニアを含む廃液はK分類に入れること。
G	黄	写真定着廃液	写真定着廃液 (現像・停止廃液を除く)	<ol style="list-style-type: none"> 1. 放流することなく、保管すること。 	<ol style="list-style-type: none"> 1. 写真現像・停止廃液はK分類に入れること。

無機系廃液

有機系廃液の分別収集区分

区分	色 タイプ	種類	対象	貯留及び原点処理	摘要
有機系 廃液	青	可燃性廃溶剤 (水を含まないもの)	脂肪族化合物系廃液	(有機系廃液共通) 1. 有機系廃液は各区分に従い、そのまま貯留(密封保管、火気厳禁)すること。また、直射日光を避けるなど、保管場所にも注意すること。 2. 水分が95%以上で有害物質を含まず生分解性のもの(糖類、アミノ酸、脂肪酸、アルコール類、ペプチド、アセトンなど)は希釈放流しても可。	(有機系廃液共通) 1. 粘土の高い廃油等は灯油などで希釈すること。 2. 難燃性廃液については対象毎に〔含ホルマリン〕〔含有機シアン〕〔含処理済シアン錯体〕〔含キレート〕〔写真現像〕などを明示すること。 3. 有機金属系廃液で、水銀系廃液はA分類に入れること。 4. 固形物は取り除くこと。
			芳香族化合物系廃液		
			含窒化合物系廃液		
	青	廃油 (水を含まないもの)	1. 灯油、軽油、モーター油、ギヤ油、タービン油等の廃油		
			2. 動植物油類の廃油		
	白	ハロゲン系廃溶剤 (水を含まないもの)	脂肪族ハロゲン系廃液		
			芳香族ハロゲン系廃液		
	白	難燃性有機廃液 (水を含むもの)	可燃性廃溶剤、ハロゲン系廃溶剤、有機酸、アミン類等を5%以上含む水混合廃液		
			含硫黄有機化合物系廃液		
			ホルマリン廃液		
有機シアン系廃液					
写真現像・停止廃液					
有機金属系廃液及びキレート剤を多量に含有する無機廃液					
難分解性シアン錯体廃液の処理水					
その他有機化合物の水溶液廃液					